

魚津市告示第27号

魚津市国民健康保険特別療養費の支給に係る取扱要綱を次のように定める。

令和7年2月13日

魚津市長 村椿 晃

魚津市国民健康保険特別療養費の支給に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条の3第1項及び第63条の2の規定に基づき、特別の事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している世帯主及びその世帯の属する被保険者に対する、特別療養費の支給及び保険給付の一時差止について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別療養費 法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。
- (2) 滞納世帯主 国民健康保険税を滞納している世帯主をいう。
- (3) 保険税納付の勧奨等 国民健康保険税の納付の勧奨、当該保険税の納付に係る相談の機会の確保その他国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の4の4に定める保険料の納付に資する取組をいう。
- (4) 特別の事情 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第28条の6に定める次の事情をいう。
 - ア 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にあったこと。
 - イ 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - ウ 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - エ 世帯主がその事業に著しい損失を受けたこと。
 - オ アからエまでに類すると市長が認める事由があったこと。
- (5) 年少被保険者 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者をいう。
- (6) 資格確認書 省令第6条第1項に規定する資格確認書をいう。

(7) 資格確認書（特別療養） 省令第27条の5の2第4項に規定する資格確認書をいう。

(8) 滞納保険税 滞納となっている国民健康保険税をいう。

(特別療養費の支給対象者)

第3条 特別療養費の支給対象者は、滞納世帯主で、滞納保険税の納期限から1年の間に保険税納付の勧奨等を行ってもなお国民健康保険税を納付しないもの及びその世帯に属する被保険者とする。

2 滞納世帯主が次の各号に該当する場合は、法第54条の3第2項に基づき、滞納保険税の納期限から1年間を経過する前であっても、当該世帯主及びその世帯に属する被保険者を特別療養費の支給対象者とすることができる。

(1) 納税相談等に応じようとししないこと。

(2) 納税相談等において十分な負担能力があると判断されたにもかかわらず、継続的な納付に応じないこと。

(3) 納税相談等において取り決めた納税誓約等を誠実に履行しないこと。

(特別療養費の支給対象除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる世帯の世帯主及びその世帯に属する被保険者は、特別療養費の支給対象者とししない。

(1) その世帯に属する全ての被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給
その他省令第27条の4の2で定める医療に関する給付を受けることができる場合

(2) 世帯主等が特別の事情にあると認められる場合

2 世帯の一部の被保険者が、前項第1号の給付を受けることができる場合、当該被保険者は、特別療養費の支給対象者とししない。

3 年少被保険者は、特別療養費の支給対象者とししない。

(弁明の機会の付与等)

第5条 市長は、特別療養費を支給しようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第2号により弁明の機会を付与することとし、弁明通知書（様式第1号）により当該滞納世帯主に通知する。

2 弁明書の様式は、弁明書（様式第2号）によるものとする。

(特別療養費支給の事前通知)

第6条 市長は、前条の弁明の手続を経た上で特別療養費を支給するときは、法第54条の3第3項に基づき、あらかじめ特別療養費の支給に係る事前通知書（様式第3号）にて滞納世帯主にその旨を通知するものとする。

(資格確認書の返還通知及び資格確認書（特別療養）の交付)

第7条 市長は、前条の通知を行うときは、併せて特別療養費の支給対象者

のうち資格確認書の交付を受けているものに対して、国民健康保険資格確認書返還通知書（様式第4号）により資格確認書の返還を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により資格確認書を返還した者に対して、資格確認書（特別療養）を交付する。

（特別の事情等に関する届出）

第8条 滞納世帯主は、前条に定める資格確認書の返還の求めがあった場合又はすでに特別療養費の支給を受けることとされている場合において、特別の事情があるときは、特別の事情に関する届書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- 2 滞納世帯主は、前条に定める資格確認書の返還の求めがあった場合又はすでに特別療養費の支給を受けることとされている場合において、第4条第1項又は第2項の給付を受けることができる被保険者があるときは、公的医療給付等に関する届書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（特別療養費支給の解除及び療養の給付等の事前通知）

第9条 市長は、滞納世帯主が次の各号に該当する場合は、特別療養費の支給を解除し、法第54条の3第4項の規定により療養の給付を行うものとする。

- (1) 滞納保険税が完納された場合
- (2) 滞納保険税の額が著しく減少した場合
- (3) 特別の事情がある場合
- (4) その世帯に属する被保険者に第4条第1項又は第2項の給付を受けるものがある場合（当該被保険者に限る。）

- 2 前項の療養の給付を行うときは、法第54条の3第5項に基づき、あらかじめ療養の給付等に係る事前通知書（様式第7号）にて滞納世帯主にその旨を通知するものとする。

（資格確認書の交付）

第10条 市長は、前条の通知を行うときは、併せて療養の給付等を行う者のうち資格確認書（特別療養）の交付を受けているものに対して、資格確認書（特別療養）に代えて資格確認書を交付する。

（特別療養費の支給）

第11条 特別療養費の支給を受けようとする者は、国民健康保険特別療養費支給申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（保険給付の一時差止）

第12条 市長は、滞納世帯主で、滞納保険税の納期限から1年6月の間に保険税納付の勧奨等を行ってもなお国民健康保険税を納付しないもの及びそ

の世帯に属する被保険者に対しては、特別の事情にあると認められる場合を除き、法第63条の2第1項の規定により保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

2 滞納世帯主が第3条第2項各号に該当する場合は、法第63条の2第2項に基づき、滞納保険税の納期限から1年6月を経過しない場合においても、当該世帯主及びその世帯の属する被保険者に対して、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。

3 市長は、前2項に掲げる一時差止を決定したときは、保険給付支払一時差止通知書（様式第9号）により当該滞納世帯主に通知する。

（保険給付からの滞納保険税の控除）

第13条 市長は、法第63条の2第3項の規定により、前条の一時差止を行った保険給付の額から滞納額を控除する場合、あらかじめ、保険給付支払一時差止額からの滞納額控除通知書（様式第10号）により当該世帯主に通知するものとする。

（保険給付の一時差止の解除）

第14条 市長は、第12条の一時差止を受けている滞納世帯主が次の各号に該当する場合は、保険給付の一時差止を解除し、保険給付支払一時差止解除通知書（様式第11号）により当該世帯主に通知するものとする。この場合において、市長は、速やかに当該世帯主に一時差止に係る保険給付の額を給付するものとする。

（1） 滞納保険税が完納された場合

（2） 滞納保険税の額が著しく減少した場合

（3） 納税誓約の取り決めがあり、誠実に履行されている場合

（4） 特別の事情がある場合

2 一時差止を受けている滞納世帯主は、特別の事情があるときは、第8条第1項の例により市長に届け出るものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、特別療養費の支給対象者のうち有効な被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証の有効期間が経過するまでの期間、第7条において資格確認書の交付を受けているものとみなす。この場合、当該被保険者証の返還を求めるものとする。

3 この告示の施行の際、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）による改正前の法第９条第６項に規定する被保険者資格証明書の交付を受けている者は、当該資格証明書の有効期間が経過するまでの期間、第10条において資格確認書（特別療養）の交付を受けているものとみなす。この場合、当該資格証明書に代えて資格確認書を交付する。

様

魚津市長

弁 明 通 知 書

あなたに対する不利益処分を行うにあたり、行政手続法第13条第 1 項第 2 号に基づき

弁明の機会を付与しますので、下記のとおり { 弁明書を提出して ください。
口頭による弁明を行って

記

弁明の件名		療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することについて
予定される不利益処分の内容		
根拠となる法令の条項		
不利益処分の原因となる事実		
弁明の機会の付与の方法		
弁明書の提出	提出先	
	提出期限	年 月 日
口頭による弁明	出頭すべき日時	年 月 日 時 分
	出頭すべき場所	
備 考		

年 月 日

弁 明 書

魚津市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号で通知のあった件について、次のとおり弁明します。

記

弁明の理由	該当するものがあれば○を記入下さい。 (1) 国民健康保険税の納付が困難な特別の事情がある (災害・盗難・病気・事故・事業の休廃業・失業・その他左記に類するもの) (2) 政令に定める公的な医療給付を受けている (自立支援医療（更生医療）・自立支援医療（精神通院）・特定疾病・特定疾患・その他) (3) その他
弁明の内容	

※ 上記の状況にあることを示す書類を提示してください。
理由が（１）の場合…罹災証明書（写）、被害届（写）、事業の休止・廃止届（写）、療養を受けていることがわかる書類等
理由が（２）の場合…自立支援医療受給者証、特定疾病療養受給証、特定医療費（指定難病）受給者証等

第 号
年 月 日

様

魚津市長

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- （特別療養費の支給申請先： ）
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
- ・ 滞納している国民健康保険税を納めたとき
 - ・ 災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

この通知書の事項について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に魚津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、採決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日

様

魚津市長

国民健康保険資格確認書返還通知書

国民健康保険法施行規則第27条の5の2第1項の規定により、あなたに交付されている資格確認書を下記のとおり返還されるよう通知します。

なお、納付困難な特別の事情がある場合は届出下さい。

記

- 1 返還する資格確認書の記号番号及び被保険者氏名
- 2 返還期限 年 月 日まで（閉庁日を除く）
- 3 返還場所
- 4 返還の理由
- 5 返還後の措置 資格確認書（特別療養）の交付

この通知書の事項について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に魚津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できるとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、採決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別の事情に関する届書

魚津市長 宛

国民健康保険法施行令第28条の 6 等に定める特別の事情により、国民健康保険税の納税が困難なため、次のとおり届出します。

届出日	年 月 日														
世帯主	氏 名		電 話												
	住 所														
	被保険者 記号番号		(個人番号)												

該当する理由（あてはまるものに○を記入下さい）

(1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。 (2) 世帯主又はこれらの者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。 (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。 (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。 (5) 前各号に類する事由があったこと。
【具体的内容】

公的医療給付等に関する届書

魚津市長 宛

国民健康保険法第54条の 3 第 1 項に規定する医療の給付を受ける者について、次のとおり届出します。

届出日	年 月 日																	
世帯主	氏 名		電 話															
	住 所																	
	被保険者 記号番号				(個人番号)													

公的医療給付を受ける者の氏名・住所

被保険者氏名	住所	公的医療給付の名称及び 受給者番号等	個人番号

※ 自立支援医療受給者証、特定疾病療養受給証、特定医療費（指定難病）受給者証等の、公的医療給付を受けることができる者であることを証明する書類（写し）を添付してください。

第 年 月 日 号

様

魚津市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の 3 第 4 項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第 5 項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 日付

年 月 日

<注意事項>

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

国民健康保険特別療養費支給申請書

被保険者記号番号				年 月 診療分			
診療を受けた被保険者氏名				個人番号			
生年月日		年 月 日		世帯主との続柄			
傷病名				療養 期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)		
発症傷病 年 月 日							
治療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地並びに診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名			名 称 所 在 地 氏 名				
傷病の原因		1. 不 明 2. ()					
第三者行為の有無		有 無					
傷病の経過		治癒 死亡 転医 中止 繰越 軽快					
療養の内容							
添付書類		☐ 領収書 ☐ 診療証明書 ☐ 証明書 ☐ その他					
備考							
療養に要した 費用額		円		被保険者が 支払った治療費		円	
上記のとおり申請(請求)します。 年 月 日 千 住 所 申請者氏名 (世帯主) 魚津市長 宛 電話番号							
支給方法		下記金融機関口座への振込 (振込を希望する口座を記入してください。)					
		銀行・信用組合 信用金庫・農協		種 類 ----- 1. 普通 2. 当座 3. その他			
				口 座 番 号 ----- -----			

様式第 9 号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

魚津市長

保険給付支払一時差止通知書

国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定により、下記のとおり申請のありました保険給付（高額療養費・療養費・特別療養費）について、その支払を一時差止します。

記

1. 一時差止を行う保険給付
2. 一時差止の理由
3. 一時差止解除の要件
4. 滞納保険税額

この通知書の事項について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に魚津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、採決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日 号

様

魚津市長

保険給付支払一時差止額からの滞納額控除通知書

国民健康保険法第63条の2第3項の規定により、 年 月 日付けをもって、保険給付支払一時差止額から滞納となっている国民健康保険税額を控除するので、あらかじめ次のとおり通知します。

記

1. 一時差止に係る保険給付の額

_____円

2. 1のうち、控除する滞納額

_____円

3. 控除する滞納額の期別及び納期限

この通知書の事項について不服がある場合には、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に富山県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に魚津市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、採決を経ないでもこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

魚津市長

保険給付支払一時差止解除通知書

年 月 日の受付した保険給付支給申請に係る支払については、国民健康保険法第63条の2第1項又は第2項の規定により、保険給付の支払を一時差し止めておりましたが、下記の事由により 年 月 日で解除したので通知します。

記

1. 解除理由

2. 解除する保険給付

(1) 保険給付の種類

(2) 解除する保険給付金の額 _____ 円

3. 支払方法

口座振込み 届出の金融機関に振り込みます。

金 融 機 関		預金種目	口座番号	口座名義
銀行・信組	本店・本所			
信金・農協	支店・支所			